

独、最低賃金1683円に

物価高の救済策 年金も引き上げ

ドイツ連邦議会（下院）は、12月1日、最低賃金を12月から時給12円（約1,400円）に引き上げた（経済委員会）。この決定は、社会主義者（社会民主党、緑色の党）、自由民主党的連立政権上での決議を可決しました。これが実現されると、社会民主党、緑色の党、自由民主党的連立政権が政権公約で約束していたもの。上院での可決を経て10月1日からの施行されます。

ハイル労働相は議会で、H.

エネルギー・食糧価格の高騰にたいして中低所得者への救済策をとり、「社会の团结を維持することが重要だ」と演説。最低賃金改定によって60万人以上の労働者が恩恵を受け、全国の女性にとって大幅な賃上げになると述べました。

ドイツの最賃は通常、団体協約での賃上げ水準を勧めしめて労使や学者で構成する最低賃金審議会が決定します。2010年1月からの時給の・82円（377円）に引き上げられ、2011年1月1日から10・45円（1466円）となる予定です。

10月からの引き上げは、政府がコロナ禍で社会を支えた人々に「人間らしい賃金」を保障する政治の姿勢を示したもの。その後の最賃の決定は、従来通り最低賃金審議会を通じて行います。

政府は3月、年金水準の大

幅引き上げも決定。引き上げ幅は、東部6・1%、西部5・3%で、政府によるところの30年間で最大です。昨年引き上げも必要だと強調しました。

たのもです。